

銃刀法改正

初心者の銃砲所持のてびき

申請期間

猟銃等所持許可をスムーズに取得するためには

初心者猟銃等講習会を**合格**してから

教習射撃資格認定申請 ⇨ 教習射撃受講 ⇨ 猟銃等所持許可申請

時間を置かないで申請することが大切です。それは猟銃等所持許可申請のときに診断書、誓約書、身分証明書、経歴書、同居親族書等の書類が教習射撃資格認定申請で提出した書類と同一なので提出しなくても足りる、また、教習射撃資格認定の時行われた身元調査等も省略されるからです。

(期間の目安として教習射撃資格認定の有効期間3ヶ月程度)

また、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師の作成した診断書でも大丈夫です。(所轄に確認願います)

診断書

精神保健指定医師が作成した診断書を提出することになります。初心者講習会を申し込んだ所轄生活安全課で病院を紹介してもらい事前に連絡して受診しましょう。

電話で「猟銃所持申請に必要なので精神保健指定医師作成の診断書を作成してください。」と予約して受診してください。

有効期限2ヶ月(更新期間中に受診を)

初めて所持する場合は所持申請時に新たに診断書が必要となります。

また、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師で県警から指定された医院でも受診可能です。(所轄に確認願います)

身分証明書

身分証明書とは、破産手続開始の決定を受けていないものに該当しない旨等記載されている**戸籍のある市町村長の証明書**

例: 仙台市青葉区の場合

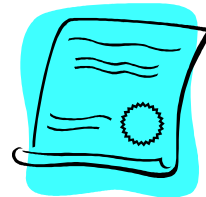
発行は区役所・総合支所のみ、窓口は区役所1階戸籍住民課④受付

請求は、本人(以外 妻、夫、親、子の場合、委任状が必要です)

証明手数料は1通…300円(戸籍抄本・住民票も同じ窓口で取得できます)

必要なものは 必要事項を記入した請求書・窓口に来られる方の本人を確認できる身分証明書(運転免許証など)

身元証明書(身分証明書) 個人が法律上の行為能力を備えているかどうかを、公の機関が証明するもの(破産宣告を受けていないなど)



誓約書

猟銃所持申請(更新)は①と②両方、空気銃は①のみ

①法第5条第1項第2号から第18号(近隣トラブル、つきまとい等、経済的破たん、自殺のおそれ、児童虐待、高齢者虐待、男女間トラブル、家庭内(親族間)トラブル、動物虐待、暴力的性格、適応障害など)

②法第5条の2第2項第2号又は第3号(人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるもの)

のいずれにも該当しない者である事を誓約する

認知検査受検

猟銃所持許可申請をする際に所持許可有効期間満了日に75歳以上の方は警察署において認知機能検査を受検します。

受付は所轄警察署生活安全課、費用：650円分の県収入証紙(購入は金融機関、県売店で)
受検期間所持申請の場合申請書提出以後：

注意：問題が認められた場合認知症専門医を受診し診断書の提出が求められます。

保管庫確認帳簿

初心者が猟銃所持許可申請する場合、申請前にガンロッカー、装弾ロッカーを設置その状況を報告する事が必要です。基準適合しているかの詳細、設置状況の見取図、写真等を提示します。

ガンロッカー

S-510(5挺入) 37,800円

S-520(5挺入) 47,880円

S-320(5挺入) 56,700円

装弾ロッカー

M-505(500発) 15,120円

M-505(800発) 18,900円



保管庫には帳簿を備えることになりました。実包の製造、譲渡、譲受、消費、廃棄等の日付、数量、場所、氏名等を記載します。

(所轄警察署から銃砲所持時に渡される帳簿参照)

尚、銃砲検査(毎年)立入検査で備付けていない、記載していない、虚偽記載した場合罰金に処せられます。

技能講習受講

銃刀法改正により猟銃所持(追加)許可申請及び所持許可更新申請の際、銃種(ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃)ごとに技能講習を受講が義務付けられました。初心者が

猟銃所持許可申請をする場合は教習射撃修了証明書有効期間内(修了日から一カ年)であれば技能講習受講は不要です。(追加銃も含む)

尚、修了証明書有効期間後、更新申請時には必要となります。

受付は所轄警察署生活安全課、

費用：12,300円分の県収入証紙(購入は金融機関、県売店で)

注意：申込状況により希望する日に受講できない場合があります特に更新時に必要な場合は早めに受講申込をしてください。(有効期間3年)

ライフル銃以外の猟銃＝散弾銃＋ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃



必要品

射撃教習を受講する場合

①猟銃等講習会修了証明書②教習射撃資格認定書

③猟銃用火薬譲受許可証(教習射撃用300発)

④その他、筆記用具、射撃用ベスト(貸出あり)、耳栓 or イヤープロテクター(貸出あり)

シューズはスリッパ、草履等、着物や浴衣など体を動かすときに相応しくないものはご遠慮ください



不明な点は所轄警察署生活安全課又は当店へお問い合わせください。

㈱芳賀銃砲火薬店 022-262-1151